

2023年12月28日

各位

株式会社みちのく銀行

## 資産形成特別応援キャンペーン

### 『<みちのく>ハーフ&ハーフ』の発売について

株式会社みちのく銀行（取締役頭取 藤澤 貴之）は、2024年1月4日（木）より資産形成特別応援キャンペーン『<みちのく>ハーフ&ハーフ』を発売しますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より良い商品やサービスの提供に努めてまいります。

#### 記

#### 1. キャンペーン名称

資産形成特別応援キャンペーン『<みちのく>ハーフ&ハーフ』

#### 2. キャンペーン期間

2024年1月4日（木）～2024年3月29日（金）

#### 3. 対象のお客さま

個人（個人事業主を含む）のお客さま

#### 4. キャンペーン内容

キャンペーン期間中に、投資信託と円定期預金のセットプラン『<みちのく>ハーフ&ハーフ』で、「投資信託」10万円以上（お申込み総額の50%以上）と「円貨定期預金」（お申込み総額の50%以下）を同時にお申込みいただいた方につきまして、円貨定期預金（3ヵ月もの）へ特別金利（年利4.0%）を適用いたします。

#### 5. 取扱店

窓口のみ（ATM・インターネットバンキング等ではお取り扱いしておりません）

※ 詳細につきましては、別添チラシをご参照ください。

以上

# 資産形成特別応援キャンペーン

期間 2024年1月4日(木)～3月29日(金)

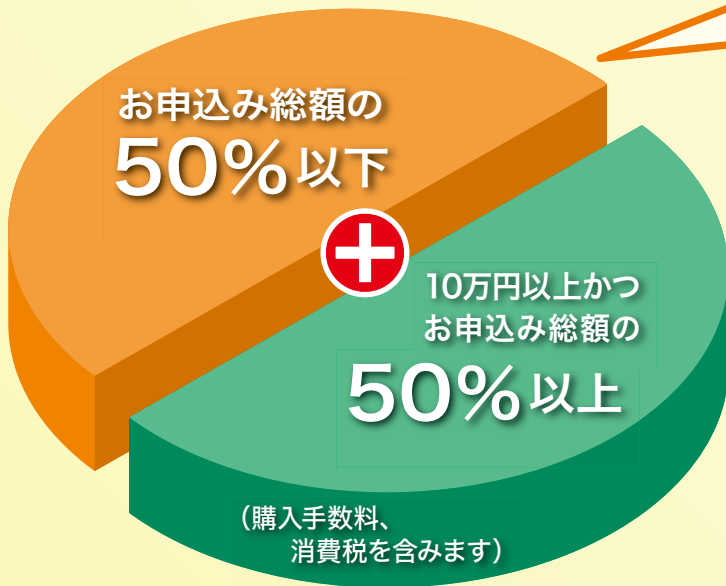
〈みちのく〉

## ハーフ&ハーフ

投資信託と円定期預金を同時にお申込みで、  
円定期預金(3ヵ月もの)へ特別金利を適用いたします。

### 投資信託と円定期預金のセットプラン

#### 円定期預金



#### 円定期預金(3ヵ月もの)

初回  
特別金利

年利 **4.0%**

(税引後3.187%)

※上記の適用金利は当初3ヵ月のみの適用となり、自動継続後の適用金利は継続日におけるスーパー定期預金または大口定期預金各3ヵ月ものの店頭表示金利となります。  
なお、税引後の金利は目安であり、小数点第4位以下を切り捨て表記しています。

#### お利息計算例

投資信託100万円と円定期預金100万円を同時にお申込みの場合(3ヵ月を90日と仮定)

$100万円 \times 4.0\% \times 90 / 365 = 9,863円$  (税引前利息)  
 $9,863円 - 2,003円$  (税金) =  $7,860円$  (税引後利息)

#### 投資信託

投資信託は預金とは異なり元本の保証はありません。くわしくは裏面の「投資信託に関する留意事項」をご覧ください。

挑む。超える。ともに創る。

# 資産形成特別応援キャンペーン

## <みちのく> ハーフ&ハーフ 商品概要

販売期間 2024年1月4日(木)～2024年3月29日(金)

取扱店	全営業店 窓口のみのお取扱いとなります。(ATM・インターネットバンキング等ではお取扱いしておりません。)	
対象者	個人のお客さま(個人事業主を含む)	
申込要件	「投資信託」10万円以上(申込総額の50%以上)と「円定期預金」(申込総額の50%以下)を同時にお申込みいただけます。	
投資信託	購入金額には、販売手数料および消費税等相当額を含みます。 ●インターネット投資信託及び定時定額買付サービスでのご購入は対象となりません。 ●1回の申込総額の限度はなく、複数購入も可能です。	
円定期預金	預金種類 預入期間	スーパー定期預金または大口定期預金 <b>3ヵ月もの</b> の自動継続のみとなります。 ※スーパー定期預金または大口定期預金の商品内容につきましては、店頭またはホームページの商品概要書をご覧ください。
	預入金額	預入上限金額は、投資信託の購入金額までとなります。
	当初適用金利	<b>年利4.0%</b> (税引後3.187%) ※税引後の金利は目安であり、小数点第4位以下を切り捨て表記しています。 ※自動継続後の適用金利は、継続日におけるスーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示金利となります。
	中途解約	この預金は満期日前に解約はできません。やむを得ず満期日前に解約をする場合には、預入時にさかのぼって適用金利を取り消し、当行所定の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
	その他	証書式または通帳式(貯蓄総合口座通帳または総合口座通帳のお取扱いとなります。)

※市場動向等により、販売期間中でも条件を変更する場合や取扱いを停止する場合があります。

### 投資信託に関する留意事項

#### 《投資信託の主なリスク》

- ◆投資信託は、株式、債券、不動産投資信託(REIT)等の有価証券等を投資対象とするため、信託財産に組入れられた有価証券等の価格の変動、金利の変動、為替の変動、発行者の信用状況の変化等により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。  
また、外貨建て資産に投資する場合には、為替の変動により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。  
※投資信託のリスクは、ファンドによって異なりますので、各ファンドの契約締結前交付書面(交付目論見書および目論見書補完書面)でご確認ください。

#### 《投資信託の費用》

- ◆投資信託のご購入から換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には次のものがあります。  
【申込手数料】購入金額(基準価額×申込口数)に対して、最大3.85%(税込)  
【信託報酬】信託財産の純資産総額に対して、最大年率2.42%(税込)  
【信託財産留保額】換金時の基準価額に対して、最大0.50%  
【その他費用】組入る有価証券の売買委託手数料、信託財産の監査費用・租税、その他事務処理費用等の実費は、運用状況、保有期間などによって異なりますので金額または計算方法を表示することはできません。  
※上記費用の合計金額、計算方法については、ファンド、運用状況、保有期間などによって異なるため、表示することはできません。

#### 《その他の重要事項》

- ◆投資信託は、銀行の預金ではありません。
- ◆投資信託は、預金保険制度の対象ではありません。
- ◆当行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ◆投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。
- ◆投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- ◆当行は、投資信託の販売会社です。投資信託の設定および運用の指図は委託会社が行い、保管・管理は受託会社が行います。
- ◆投資信託のお取引の有無が、当行におけるお客さまのその他のお取引(融資等)に影響を与えることはありません。
- ◆投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。  
※お取引にあたっては、総合的な判断に基づき、申込みを受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

投資信託をご契約の際には、必ず当該商品の契約締結前交付書面(交付目論見書および目論見書補完書面)をよくお読みいただき内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面(交付目論見書および目論見書補完書面)は、当行の本支店の窓口にてご用意しております。